

**「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」の変更について**  
**県政経営会議(R3.3.2)意見の反映等**

**1. 県政経営会議意見の反映**

令和3年(2021年)3月2日の県政経営会議における協議時の意見に対して下記のとおり資料の変更と対応を整理しました。

県政経営会議での意見	対応
フロー図においては、まず、県産材を使うということにすべきではないか。	県産材の利用が基本となるよう資料および別紙「資料1」の図表を修正しました。
使われない理由として「県産材は高価格」を書くと誤解を招くのではないか。	誤解を招かないよう資料から文言を削除しました。 本方針に基づく取組により、県外加工施設との連携等で県産材の低コスト化を図ります。
(原則木造化の実効性を高めるために)担当課だけでは進まない。予算面も大きく影響するので、総務部との調整が必要。	本方針に基づく取組として、予算については、構想・計画段階から総務部と協議・調整を実施していきます。
原則、木造化からはずれた場合の説明責任は琵琶湖環境部で果たしてほしい。	本方針に基づく取組として、主管課へ積極的に働きかけ、責任をもって対応します。
契約条例を検討しており、「県産材の活用」と「適正な積算」がうまく成り立つように。	本方針に基づき、「県産材の活用」と「適正な積算」が両立するよう取り組みます。

**2. しが CO2 ネットゼロの追加**

利用方針案「第1 方針の作成にあたって 1 公共建築物における木材の利用の意義」に、しが CO2 ネットゼロに資することを追加しました。